

行政機能 警察・ 消防	住宅・ 都市	保健医療 ・福祉	エネルギー	金融	情報 通信	産業 構造	交通・ 物流	農林 水産	国土 保全	環境	土地 利用
-------------------	-----------	-------------	-------	----	----------	----------	-----------	----------	----------	----	----------

エネルギー環境負荷の低い設備等を取得したい

No.19

経済産業省

税制優遇

(開始年度)平成23年度

支援の名称	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別控除（グリーン投資減税）
制度の趣旨・背景	我が国のエネルギー環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のため、エネルギー起源CO <sub>2</sub> 排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資を行った場合の優遇措置を講じる制度です。
制度の内容	<p>新エネルギー利用設備等や二酸化炭素排出抑制設備等を取得等した場合、30%の特別償却（中小企業者等については、7%の税額控除と選択制）ができます。</p> <p>■主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 普通償却に加えて、基準取得価額（計算基礎となる価額）の30%特別償却及び即時償却 <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用期間内に取得等し、その日から1年以内に事業の用に供した場合、事業の用に供した日を含む事業年度において30%の特別償却ができます。</li> </ul> </li> <li>2. 中小企業者等に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等は、特別償却及び即時償却に加え、7%の税額控除との選択が可能です。ただし、供用年度の所得に対する法人税の額（個人の場合は供用年の事業所得に係る所得税の額）の20%相当額が税額控除の限度となります。</li> </ul> </li> </ol> <p>■適用期間</p> <p>平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内</p>
対象となる方	新エネルギー利用設備等や二酸化炭素排出抑制設備等を取得等した事業者
問い合わせ先など	<p>経済産業省 資源エネルギー庁 長官官房総務課 戦略企画室 TEL：03-3501-2096</p> <p>※太陽光発電・風力発電等については、専用の問合せ窓口を設けております。 TEL：0570-057-333</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源エネルギー庁 グリーン投資減税について <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/">http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/</a></li> </ul>